

石巻市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表する。

平成25年3月21日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

- 1 監査対象部課等 産業部  
産業推進課、商工観光課、水産課、農林課、水産物地方卸売市場建設準備室及び産業部所管の行政機関
- 2 監査対象範囲 平成24年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
(平成24年11月30日現在)
- 3 監査期間 平成25年1月7日から同年3月18日まで
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成24年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において、別紙のとおり指摘します。  
また、監査結果に添える意見は、別紙のとおりです。  
なお、指摘事項及び意見以外の軽微な事項については、別途指導しました。

## 指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

| 対象部課         | 不適正事項                     |  |
|--------------|---------------------------|--|
|              | 項目                        | 内 容  |
| 産業部<br>商工観光課 | 行政財産<br>目的外使<br>用許可事<br>務 | <p>1 行政財産目的外使用料算定誤りについて</p> <p>労働会館に係る行政財産目的外使用料について、使用料の算定に当たり、当該建物の延床面積が 414.22 m<sup>2</sup>であるにもかかわらず、414.28 m<sup>2</sup>として算出し、次のとおり過少に徴収していたので、適正な算定基礎に基づき使用料を算出されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>行政財産目的外使用許可 (石巻市 (石商観) 指令第 7 号)</p> <p>誤徴収額 88,906 円</p> <p>正徴収額 88,918 円</p> <p>過少徴収額 12 円</p> <p>2 行政財産目的外使用料減免事務の不備について</p> <p>石ノ森萬画館に係る行政財産目的外使用許可事務において、申請者が使用料の減免を希望することについて、減免申請書等の文書で確認することなく減免措置を講じていた。</p> <p>石巻市公有財産規則では、減免申請書を徴収することについての明確な規定はないものの、実際の事務においては、減免申請書を徴収するなど必ず文書で相手の意思を確認されたい。</p> |

## 指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

| 対象部課         | 不適正事項 |   |
|--------------|-------|---|
|              | 項目    | 内容  |
| 産業部<br>商工観光課 | 団体事務  | <p>各種団体事務において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正に処理されたい。</p> <p>1 首標金額を訂正している支払調書が見受けられたが、悪意ある経理操作が行われる可能性もあり、不正経理防止の観点から、いかなる理由があろうとも首標金額の訂正をしてはならない。(石巻市地産地消推進協議会、「食彩・感動いしのまき」観光推進協議会)</p> <p>2 支払調書において、添付されている領収証書の合計金額より支払調書の金額が不足している状況となっており、実際の経費よりも少ない金額を銀行口座から引き落とししたままとなっていたものが見受けられた。</p> <p>その原因としては、銀行口座から出金する際に、誤って支払予定額より少なく引き落とししたとのことであるが、支払金額が領収証書の金額と一致しないという状況は、会計処理の基本から逸脱しており、不適正である。</p> <p>任意団体であっても、その事務の執行については慎重かつ確実に行われたい。(「食彩・感動いしのまき」観光推進協議会)</p> |

## 監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

### 意見の内容

○ 行政財産目的外使用料減免事務について（総務部管財課）

行政財産目的外使用料減免事務について、申請者が使用料の減免を希望することを減免申請書等の文書で確認することなく減免措置を講じている例が見受けられた。このような事務処理の背景には、公有財産規則等において、使用料の減免を行う場合に減免申請書の徴収を行わなければならないという明確な規定がないことが挙げられる。

使用料の減免行為は、処分性を有することから、文書により減免の意思の確認をした上で、その判断をすることが適切な事務処理であり、後日の紛争等を防止する観点からも、文書での確認は必要である。なお、時間的な問題などから文書を徴収するいとまがない場合でも、口頭受付票で処理するなどの事務処理は必要であろう。

今後は、適正な減免処理が行われるよう規則等を整備し、その事務手続について明確に規定されたい。